

確 約 書

株式会社 SKY グループインベストメント（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 144,300 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 (住 所) 東京都千代田区神田須田町一丁目 12 番地
山萬ビル 907 号室
(名 称) 株式会社 SKY グループインベストメント
(氏 名) 針谷 祐司



乙 (住 所) 愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
(名 称) 株式会社ゼットン
(代表者名) 鈴木 伸典



確 約 書

神野 元樹（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 101,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 （住 所）愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 2-3
プラウドタワー名古屋栄 607
（氏 名）神野 元樹



乙 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（名 称）株式会社ゼットン
（代表者名）鈴木 伸典



確 約 書

林 英樹（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 72,100 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（氏 名）林 英樹

乙 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（名 称）株式会社ゼットン
（代表者名）鈴木 伸典



確 約 書

鈴木伸典（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 72,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 （住 所）東京都渋谷区代官山町 4-1
代官山マンション 807
（氏 名）鈴木 伸典

乙 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（名 称）株式会社ゼットン
（代表者名）鈴木 伸典



確 約 書

前田 将行（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 28,800 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 （住 所）愛知県名古屋市熱田区大宝 4 丁目 11 番 10 号 1
（氏 名）前田 将行



乙 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（名 称）株式会社ゼットン
（代表者名）鈴木 伸典



確 約 書

小林 弘和（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 28,800 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
(氏 名) 小林 弘和



乙 (住 所) 愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
(名 称) 株式会社ゼットン
(代表者名) 鈴木 伸典



確 約 書

キーコーヒー株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 21,600 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 (住 所) 東京都港区西新橋二丁目 34 番 4 号
(名 称) キーコーヒー株式会社
(氏 名) 柴田 裕



乙 (住 所) 愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
(名 称) 株式会社ゼットン
(代表者名) 鈴木 伸典



確 約 書

岩田 公一（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 14,800 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（氏 名）岩田 公一



乙 （住 所）愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
（名 称）株式会社ゼットン
（代表者名）鈴木 伸典



確 約 書

岡田 健司（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 14,900 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 (住 所) 愛知県名古屋市中村区高須賀町 59 番地の 1
(氏 名) 岡田 健司



乙 (住 所) 愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
(名 称) 株式会社ゼットン
(代表者名) 鈴木 伸典



確 約 書

金子 豊久（以下「甲」という。）及び株式会社ゼットン（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2020 年 11 月 17 日割当予定の乙株式 14,400 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2020 年 11 月 17 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うこと及び取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出すること及び取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2020 年 10 月 26 日

甲 (住 所) 愛知県安城市住吉町 1-3-12
(氏 名) 金子 豊久



乙 (住 所) 愛知県名古屋市中区栄三丁目 12 番 23 号
(名 称) 株式会社ゼットン
(代表者名) 鈴木 伸典

